

事故発生防止のための指針

社会福祉法人 湧別福祉会

改訂 2021年10月

初版 2007年 3月

【本指針の目的】

本指針は、社会福祉法人湧別福祉会における介護・医療事故を防止し、安全かつ適切に、質の高い介護・医療を提供する体制を確立するために必要な事項を定めます

1. 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方

当法人では「人間としての尊厳を冒し、安全や安心を阻害し、提供するサービスの質に悪い影響を与えるもの」をリスクとして捉え、より質の高いサービスを提供することを目標に介護事故の防止に努めます。そのために、必要な体制を整備するとともに、利用者一人一人に着目した個別的なサービス提供を徹底し、組織全体で介護事故の防止に取り組みます。

2. 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織

介護事故発生防止等に取り組むにあたって、下記の体制を取ります

1) 安全管理部門の設置

安全担当者を配置し、組織的な安全対策実施を統括していきます

2) 事故防止検討委員会の設置

①介護事故等発生の防止及び再発防止のための方策を検討します

ア. マニュアルや事故報告書等の整備

イ. 事故報告の分析及び改善策の検討

ウ. 改善策の周知徹底と評価

エ. 研修会の企画運営

②委員会の運営責任者は、施設長とします

③委員会は、介護職・看護職・事務職等多職種で構成されます

また、施設長は必要時に施設外の安全対策の専門家を委員として参加させることができます

④委員会は3カ月に1回以上の定期会議を開催します

ただし、事故発生時等必要な際には随時委員会を開催します

3) 多職種共同によるアセスメントを実施します

3. 委員会構成員の責務及び役割

1) 施設長

・事故発生予防のための総括管理

2) 安全対策担当者

・事故発生防止委員会開催

・総括管理者（施設長）への速やかな報告

・委員会運営の推進と管理

3) 生活相談員・介護支援専門員

・緊急連絡体制の整備

・家族、医療、行政機関、その他関連機関への対応

4) 介護士

- ・基本的介護技術の周知徹底
- ・利用者の意向に沿った個別ケアの実践
- ・利用者の疾病・障害・心身の状態を把握し、アセスメントの沿ったケアの実践
- ・正確かつ丁寧な記録
- ・多職種協働のケアの実践

5) 看護職員

- ・医師及び協力病院との連携を図る
- ・施設における医療行為の範囲について

6) 管理栄養士（栄養士）

- ・食品管理、衛生管理の体制整備と管理指導
- ・食中毒予防の教育と指導の徹底
- ・緊急時連絡体制の整備（保健所、各関係機関、施設、家族）
- ・利用者の状態に合わせた食事形態

7) 事務職

- ・関係部署との調整
- ・施設内の環境整備
- ・備品等の整備
- ・職員の安全運転の徹底

4. 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針

- 1) 介護職員その他の従業員に対し、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発していきます
- 2) 研修会は2回以上/年とし、新規採用時は別途実施します

5. 介護事故等の報告方法及び介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策

1) 報告システムの確立

インシデントや事故に至る可能性のあった出来事について報告書を作成します。収集された情報は、分析・検討を行い、施設内で共有し、再び事故を起こさないための対策を立てるために用います。

なお、報告書を提出した者に対し、当該報告書を提出したことを理由に不利益な処分は行いません。

2) 事故要因の分析

収集された情報は、委員会で問題点の分析・評価を行います。

分析に当たっては、ハード面・ソフト面・環境面・人的面などから要因分析を行い、再発防止に関する方策に生かします。また、業務改善の為の情報分析も併せて行います。

3) 改善策の周知徹底と評価

委員会にて事故報告書等を集計し、事故の発生時の状況等を分析します。

また、事故の発生原因・発生傾向・結果等を取りまとめ、有効な防止策を検討し、その内容を周知します。

なお、防止策を講じた際には、その効果について評価します。

6. 介護事故発生への対応に関する基本方針

介護事故が発生した場合には、下記により速やかに対応します。

1) 当該利用者への対応

- ①事故が発生した場合には、周囲の状況及び当該利用者の状況を判断し、当該利用者の安全確保を最優先として行動します。
- ②関係部署及び家族等に速やかに連絡し必要な措置を講じます。
- ③状況により、医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行います。

【説明事項】

- ・事故発生状況及び施設職員の対応状況
- ・事故の発生原因及びその再発防止策
- ・事故による損害が発生している場合においては、施設の賠償責任の有無

2) 事故状況の把握

事故状況の把握するため、関係職員は「事故報告書」で速やかに報告します。

なお、報告の際には状況がわかるよう事実のみを記載していきます。

3) 関係者への連絡・報告

- ①関係職員からの報告等に基づき、あらかじめ指定された緊急連絡先に沿って速やかに連絡を行います。
- ②短期入所者・デイサービス利用者の場合は、担当ケアマネージャーにも連絡します。
- ③必要に応じて保険者に事故等発生状況報告書の提出により報告します。

4) 損害賠償

事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合は、顧問弁護士と協議しながら、当施設の加入する損害賠償保険で対応します。

7. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、ホームページに掲載し、利用者・家族等・すべての職員が自由に閲覧することができます。

8. その他介護事故等の発生防止の推進のために必要な基本方針

- 1) 生活リスク等の発見・把握のための予防措置を講じるよう努めます。
- 2) 苦情・相談対応体制を活用し、家族の声を介護等事故の発生防止に役立てます。
- 3) 介護事故防止対策マニュアルは、最新の知見に対応するよう定期的に改定を行います。
- 4) 災害に関しては、防災計画等に準じて行動します。